

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月25日

鳥取県立総合療育センター院長 小枝 達也

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立総合療育センター医療産業廃棄物収集運搬処分業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の場所

米子市上福原七丁目13番3号

鳥取県立総合療育センター

(4) 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

ア 紙入札により行うものとする。

イ 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、入札説明書別添鳥取県立総合療育センター医療産業廃棄物収集運搬処分業務仕様書（以下「仕様書」という。）3に示す医療産業廃棄物の種類ごとの収集運搬及び処分に係る金額（1円未満の端数を含まないものとする。以下「単価（税抜）」という。）を内訳の単価欄に記載した上で、記載した単価（税抜）に仕様書3に示すそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計金額に、当該金額の10パーセントを乗じて得た金額（1円未満は切り捨てるものとする。）を加算した金額を入札書の入札金額に記載すること。

なお、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 廃棄物処理の産業廃棄物（収集・運搬）

イ 廃棄物処理の産業廃棄物（処分）

ウ 廃棄物処理の特別管理廃棄物（収集・運搬）

エ 廃棄物処理の特別管理廃棄物（処分）

(3) 令和8年2月25日（水）からこの調達の開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 令和8年2月25日(水)からこの調達の開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立総合療育センター

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0004 米子市上福原七丁目13番3号

鳥取県立総合療育センター

電話 0859-38-2155

メールアドレス sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月25日(水)から同年3月9日(月)までの間にインターネットの鳥取県立療育センターのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月25日(水)から同年3月9日(月)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、封筒の表に「入札関係書類在中」と朱書きの上、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和8年3月19日(木)午前11時00分 即時開札(ただし、郵便等による入札の受領期限は、同月18日(水)午後5時まで(必着)とする。)

イ 場所

米子市上福原七丁目13番3号

鳥取県立総合療育センター第2会議室(2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効

とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年3月9日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載の入札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札、政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者(以下「最低価格者」という。)を落札者とする。

なお、最低価格者が2者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。